

下記の①または②により手続きしてください。

①この用紙を記入し、下記の提出先に郵送または持参

②インターネット上で電子申請（アクセス等は裏面にてご確認ください）

※②インターネット上で手続きした場合、手続きが完了した旨のメールを受取ることができます。

堺市放課後ルーム事業休室届

令和 年 月 日

堺市教育委員会教育長 様

保護者 住 所

氏 名

電話番号

堺市放課後ルーム事業の利用の停止（休室）をさせたいので、堺市放課後ルーム事業実施要綱第15条第1項第3号及び第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

ふりがな			
児童氏名			
ルーム名	堺市立	小学校放課後ルーム	学 年 年
休室期間	令和 年 月 日	から	令和 年 月 日まで
休室理由			

備考

- ・7月、8月以外は疾病等でなければ休室できません（詳細は下記備考の1参照）。
- ・「月の初日から末日まで」の休室でない場合、その月の負担金が発生します。

- 次の各号のいずれかに該当し、かつ、任意の期間の全日数にわたって放課後ルーム事業の利用を停止する場合に限り、休室することができます。ただし、7月及び8月のみの利用者については、休室はできません。
 - 7月1日から8月31日までの期間
 - 児童が疾病又は負傷により長期の休養が必要である期間（診断書等が必要）
 - 児童が児童福祉法第33条の規定により一時保護等により放課後ルーム事業の利用が不可能と認められる期間（証明する書類等が必要）
- 休室をさせようとする月の初日から起算して6開庁日前の日までに、この届出書を持参又は郵送により放課後子ども支援課に提出され、かつ休室をさせようとする期間のうち、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって休室をさせようとする月に限り、当該月の一部負担金の納付は不要です。この届出書の提出がない場合又は遅れた場合は、休室をさせようとする月の一部負担金の納付が必要です。

提出先（※放課後ルームにはご提出いただけません）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市教育委員会 放課後子ども支援課

堺市役所 高層館 11階北側 午前9時～午後5時30分（土曜・日曜・祝休日・年末年始除く）

TEL 072-228-7491（直通） FAX 072-228-7009

休室届について

下記の①または②により手続きしてください。

- ①裏面の用紙を記入し、郵送または持参にて提出（裏面をご確認ください）
- ②インターネット上で電子申請（アクセス等は下記にてご確認ください）
- ※②インターネット上で手続きした場合、手続きが完了した旨のメールを受取ることができます。

【インターネット上で電子申請する手順】

①右記 QR コードを読み取り、「堺市電子申請システム」にアクセスしてください（※）。



②利用者登録をしてください（登録済の場合は不要）。

③「放課後児童対策 休室届」の手続ページにて必要事項を入力し、手続きを完了させてください。

④登録しているメールアドレスに、手続きが完了した旨のメールが届いているか確認してください。

なお、②の利用者登録が完了した旨のメールだけではなく、その後に③の手続きが完了した旨のメールも届いているかどうか確認してください。

※パソコンから手続きする場合は「堺市電子申請システム」にアクセスし、個人向けの手続一覧において、「放課後 休室」と入力し検索してください（単語の間にはスペースを入力）

【注意事項】

・次の各号のいずれかに該当し、かつ、任意の期間の全日数にわたって放課後児童対策事業の利用を停止する場合に限り、休室することができます。ただし、7月及び8月のみの利用者については、休室はできません。

- (1) 7月1日から8月31日までの期間
- (2) 児童が疾病又は負傷により長期の休養が必要である期間（診断書等が必要）
- (3) 児童が児童福祉法第33条の規定による一時保護等により放課後児童対策事業の利用が不可能と認められる期間（証明する書類等が必要）

・休室をさせようとする月の初日から起算して6開庁日前の日までに、休室の手続きを行い、かつ休室をさせようとする期間のうち、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって休室をさせようとする月に限り、当該月の一部負担金の納付は不要です。休室の手続きが行われない場合又は遅れた場合は、休室をさせようとする月の一部負担金の納付が必要です。

お問合せ先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市教育委員会 放課後子ども支援課
TEL 072-228-7491（直通） FAX 072-228-7009
午前9時～午後5時30分（土曜・日曜・祝休日・年末年始除く）